

名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の一部改正について

建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札・契約にあたっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入し、著しい低価格による入札を防止するとともに、品質確保に努めているところですが、このたび以下のとおり算定基準等を見直しますので、お知らせします。

1 建設工事

	対象	改正前	改正後
		予定価格が1.5億円以上の工事	同左
低入札価格調査制度	調査基準価格	<p>(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)×1.10</p> <p>※上記金額が、予定価格の<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とします。</p>	<p>(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)×1.10</p> <p>※上記金額が、予定価格の<u>10分の9.2</u>を超える場合は<u>10分の9.2</u>とし、<u>10分の7.5</u>に満たない場合は<u>10分の7.5</u>とします。</p>
	対象	<p>A：予定価格が1.5億円以上の一般土木工事等の19工事</p> <p>B：工場製作を主とする機械設備工事等の7工事の全て</p>	一般土木工事等、機械設備工事、電気設備工事、電気通信工事、一般建築工事、建築設備工事等、昇降機設備工事等
	失格判断基準	<p>A：2式のいずれかに該当した場合</p> <p>①直接工事費<直接工事費×<u>75%</u></p> <p>②共通仮設費+現場管理費+一般管理費等<(共通仮設費×<u>70%</u>+現場管理費×<u>70%</u>+一般管理費等×30%)</p> <p>B：直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費等<(直接工事費×<u>75%</u>+共通仮設費×<u>70%</u>+現場管理費×<u>70%</u>+一般管理費等×30%)</p>	<p>代表例：一般土木工事等の場合</p> <p>いずれかに該当した場合</p> <p>①直接工事費<直接工事費×<u>90%</u></p> <p>②共通仮設費<共通仮設費×<u>80%</u></p> <p>③現場管理費<現場管理費×<u>80%</u></p> <p>④一般管理費等<一般管理費等×30%</p> <p>※各費目は1万円未満切捨て</p>
最低制限価格制度	対象	<p>予定価格が1.5億円未満の工事</p> <p>ただし、総合評価落札方式を適用するのは低入札価格調査制度の対象とする</p>	同左
	最低制限価格	<p>(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)×1.10</p> <p>※上記金額が、予定価格の<u>10分の9</u>を超える場合は<u>10分の9</u>とし、<u>10分の7</u>に満たない場合は<u>10分の7</u>とします。</p>	<p>(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)×1.10</p> <p>※上記金額が、予定価格の<u>10分の9.2</u>を超える場合は<u>10分の9.2</u>とし、<u>10分の7.5</u>に満たない場合は<u>10分の7.5</u>とします。</p>

注意事項

調査基準価格又は最低制限価格を算定式にて算出する際は、1.10を掛ける前の合計額を1万円未満切り捨てるとする。また、9.2/10に相当する額は予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。7.5/10に相当する額は予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。

2 建設コンサルタント等業務

	対象	改正前		改正後	
		予定価格が1千5百万円以上の業務		同左	
低入札価格調査制度	調査基準価格	測量業務	$(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 5.8/10) \times 1.10$	測量業務	同左
		建築関係の建設コンサルタント業務	$(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 9/10 + \text{諸経費} \times 6/10) \times 1.10$	建築関係の建設コンサルタント業務	同左
		土木関係の建設コンサルタント業務	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 9/10 + \text{一般管理費等} \times 6.8/10) \times 1.10$	土木関係の建設コンサルタント業務	同左
		地質調査業務	$(\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 9/10 + \text{解析等調査業務費} \times 8/10 + \text{諸経費} \times 4.5/10) \times 1.10$	地質調査業務	$(\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 9/10 + \text{解析等調査業務費} \times 8/10 + \text{諸経費} \times 4.8/10) \times 1.10$
		補償関係のコンサルタント業務	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 9/10 + \text{一般管理費等} \times 6.5/10) \times 1.10$	補償関係のコンサルタント業務	同左
		※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。			※上記金額が、予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とします。
最低制限価格制度	対象	予定価格が1千5百万円未満の業務		同左	
	最低制限価格	低入札価格調査制度の調査基準価格と同一の算出方法		同左	

注意事項

調査基準価格又は最低制限価格を算定式にて算出する際は、1.10を掛ける前の合計額を1万円未満切り捨てるものとする。また、9.2/10に相当する額は予定価格（税抜き）に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。7.5/10に相当する額は予定価格（税抜き）に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。

- 詳細については、名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領をご覧ください。
- 令和元年11月1日以降に公告又は通知する建設工事及び建設コンサルタント等業務に適用します。